

社会福祉法人 悠人会
特別養護老人ホーム ベルファミリア
指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人悠人会が設置する特別養護老人ホーム ベルファミリア（短期入所生活介護）（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態（要支援状態）の利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者が指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）、に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ベルファミリア
- (2) 所在地 大阪府堺市中区東山841番地1

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用定員

第5条 この事業所の入所定員は16名とする。尚、当該事業所と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合は、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

ユニット数： 2ユニット

ユニット入居定員： 2階 2丁1番地・2丁2番地 各8名

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。

- (1) 施設長（管理者） 1名
- (2) 生活相談員 2名
- (3) 看護職員 7名
- (4) 介護職員 40名
- (5) 機能訓練指導員 2名
- (6) 介護支援専門員 2名
- (7) 医師 非常勤1名
- (8) 管理栄養士 2名
- (9) 事務員 2名

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

※ 上記職員の配置及び勤務体制は入居100室、短期入所16室の合計を対象としています。

(職 務) 職員の事務分掌は次のとおりとする。

第7条

- (1) 施設長 (管理者)
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、事務長が職務を代行する。
 - (2) 生活相談員
入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
 - (3) 看護職員
入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
 - (4) 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
 - (5) 機能訓練指導員
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
 - (6) 介護支援専門員
入居者の介護支援に関する業務に従事する。
 - (7) 医師
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
 - (8) (管理) 栄養士
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
 - (9) 事務員
施設の庶務及び会計事務等に従事する。
- 2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

指定短期入所生活介護 (指定介護予防短期入所生活介護) の内容

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①短期入所生活介護計画の作成
- ②食事
朝食 8:00～9:00
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00
食事は原則として、各ユニット内の食堂にて提供する。
- ③入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
週に2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合がある。
- ④看護 (健康管理)
- ⑤介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥機能訓練 (レクリエーション)
- ⑦相談援助サービス
- ⑧理美容サービス
- ⑨行政手続き代行
- ⑩その他

(利用料等)

第9条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の送迎を行った場合は、片道 5km毎500円とする。

4 食事提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

(1) 食費	利用料金：朝食	400円
	昼食	600円
	夕食	700円

利用者負担段階による1日あたりの負担限度額は次のとおり。

第3段階②の方は	1日あたり	1,300円
第3段階①の方は	〃	650円
第2段階の方は	〃	390円
第1段階の方は	〃	300円

(2) ご契約者の希望により特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実 費

5 居住費については、次の金額を徴収する。

利用料金：1日あたり 2,550円 (第4段階の方)

利用者負担段階による利用料金は次のとおり。

第3段階の方は	〃	1,370円
第2・1段階の方は	〃	880円

6 理美容代は実費負担とする。

7 レクリエーションやクラブ活動の材料費代、施設行事の参加費用を徴収する。

8 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。また消費税が含まれる項目がある。

9 前7項利用料の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

10 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 1 1 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し1ヶ月前までに文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
- 1 2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は堺市中区・南区とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 施設は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、居住費等その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（契約書等）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
また、電磁的記録による対応を行う場合がある。

（各種文書の説明と同意、保管について）

第12条 施設は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）計画書や重要事項説明書等における説明と同意、保管において電磁的記録による対応を行う場合がある。

（衛生管理等）

第13条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
2 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（事故発生時の対応）

第15条 施設は、利用者に対し対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
- 3 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第16条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）従事者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院
所在地	大阪府堺市中区東山500番地3
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、神経科 等

医療機関の名称	社会医療法人生長会 ベルピアノ病院
所在地	大阪府堺市西区菱木1-2343-11
診療科	内科、整形外科 等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	太原歯科診療所
所在地	大阪府堺市東区日置荘西町3-38-6

医療機関の名称	富田歯科医院
所在地	大阪府堺市中区深尾沢町315

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第17条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関し法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束に関する事項)

第20条 施設は、サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 質の向上委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 入居者は又はその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

- 3 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 安全対策委員会を設置・開催する。また指針を整備する。
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修を開催する。
- (3) 虐待を防止するための措置を講ずるための担当者を設置する。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(感染症対策の強化)

第22条 施設は、感染症の発生及びまん延等に関する取組として、以下を義務付ける。

- (1) 安全対策委員会を設置、開催する。また指針を整備する。
- (2) 感染対策に関する研修の実施訓練（シュミレーション）を実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第23条 施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制として、業務継続計画（BCP）ガイドラインを策定、研修、訓練（シュミレーション）を実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 当事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間、サービス完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人悠人会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月25日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年9月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から施行する。

この規定は、2023年10月20日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。

この規定は、2024年8月1日から施行する。

この規定は、2026年4月1日から施行する。